

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名・実施団体	受講年月日
榎原 太郎	・給水装置工事主任技術者の技能向上研修会 ・日本水道協会	令和2年8月7日

上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

（ 可 不可 ）

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載して下さい。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。